

決議案第 3 号

議案第 6 2 号、議案第 6 4 号ないし議案第 8 4 号、議案第 8 6 号ないし
議案第 8 9 号、議案第 9 1 号ないし議案第 1 0 1 号、議案第 1 0 3 号及
び議案第 1 0 5 号ないし議案第 1 0 9 号に対する附帯決議について

別紙のとおり決議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日提出

提出者議員	武 田 貞 行
賛成者議員	日 向 清 一
〃	猪 口 満 雅
〃	山 田 靖 廣

議案第62号、議案第64号ないし議案第84号、議案第86号ないし議案第89号、議案第91号ないし議案第101号、議案第103号及び議案第105号ないし議案第109号に対する附帯決議

公共施設使用料及び各種手数料等について、市が長年据え置いてきた料金を、受益者負担の適正化の観点から見直す本議案は、施設の維持管理やサービス提供に係るコストの上昇、財政健全化を踏まえて提出されました。

しかしながら、施設の性質により改定率が原則150%以下や200%に抑制されているものの、結果として300%～400%の改定率となる利用区分も存在し、利用者、特に地域コミュニティや市民活動団体等への影響は小さくないことを踏まえる必要がある。

よって、下記の事項に十分配慮し、適切に取り組むよう求め、これを附帯決議とする。

記

- 1 料金改定後、社会経済情勢や施設利用実態の変化を踏まえ、適宜、検証及び見直しを継続的に行うこと。
- 2 特に、改定率が著しく高い施設（200%超）については、利用状況の変動、市民活動への影響、コミュニティ維持への影響等を注視し、必要に応じてさらなる緩和措置や段階的見直しを検討すること。

以上のとおり決議する。

令和7年12月 日

岩見沢市議会